

『アコイドゥル・イーマーン』（信仰教理）

Translation:

‘*Aqidoel Ieman* (Doctrines of Islam)

小林 寧子

Yasuko KOBAYASHI

ここに訳出するのは、インドネシアのイスラーム近代改革派団体ムハマディヤ（Muhammadiyah：ムハンマドに従う人々、本誌掲載の拙稿「1921年ムハマディヤ本部文書」の解説を参照）の設立者、アフマド・ダフラン（Ahmad Dahlan, 1868-1923：以下ダフラン）の手になる作品として、現在ムハマディヤ大学ジョクジャカルタ校のウェブサイト SejarahMu で公開されている『アコイドゥル・イーマーン』（‘*Aqidoel-Ieman*：信仰の教理）¹⁾である。

ダフランは、独立後1961年に「独立英雄」（現在の国家英雄）に顕彰され、インドネシアではその名はよく知られている。しかし、植民地期のムハマディヤの概略を示したアルフィアンは、ダフランには著作がないためにその行動から思想を推し量るしかないと述べた [Alfian1989: 150]。その後の研究でダフランには「著作」があることが示されたが、ダフランが母語としたジャワ語で書かれたものは、“Katrangan Agami Islam Karingkes”（イスラーム教の短い説明） [Soeara Moehammadijah 2, 1915: 2-4] だけである。ジャワ文字で掲載されているが、文末にローマ字の「H.A.D.」のイニシアルで執筆者名が記されており、これが Hadji Ahmad Dahlan を示すと思われる。連載された宗教解説の2回目の部分である²⁾。ダフランはアラビア語が堪能であったが、マレー語（のちのインドネシア語）は不得手で、講話はジャワ語で行った。署名以外にローマ文字でもものを書いた可能性は低く、ジャワ文字とアラビア文字を使っていたのではないかと思われる。そのため、ダフランの「著作」としてマレー語で示されたものはジャワ語からの翻訳版と考えられる。（ダフランの「著作」については別稿で論じる予定である）

これに対して、『アコイドゥル・イーマーン』はローマ字表記のジャワ語で書かれている。表紙には、ダフランの弟子でムハマディヤの幹部だったハイバン・ハジド（R. Haiban Hadjid, 1898-1971：以

1) この本は2022年11月4日に掲載された。表紙のタイトルには *Akoid Doel Iman* と記されているが、中表紙は ‘*Aqidoel-Ieman* とある。語の並びとして後者が正確であると思われるので、こちらを採用する。

2) このエッセイと『アコイドゥル・イーマーン』訳出にあたっては、ジャワ語については Boedi Noegrahini 氏の助力を得た。イスラーム関係の用語については Moch Nur Ichwan 氏（国立イスラーム大学スナン・カリジョゴ校）と Azmi Mukhlisah 氏（名古屋大学大学院）にいくつも教示をいただいた。また、アラビア語については 檜晶氏（「アラビア語塾」主宰者）に多くの助言をいただいた。さらに山口元樹氏（京都大学）にはカタカナ表記や転写法などに関して全般的な助言をいただいた。記して感謝します。

下ハジド)が、ダフランの息子シラジ・ダフラン(H. Siradj Dahlan)の許可を得て1941年10月1日ジョクジャカルタ(ジャワ島中部、ムハマディヤの発祥地)で出版した、とある。また、巻末補足説明では、ハジドはシティ・ワシラ(Siti Wasilah)³⁾のノートからこのダフランの著作を得て修正した、と記されている。シティ・ワシラはダフランがムハマディヤの運営する学校の教員を養成するために1918年に自宅で始めた学習グループ「キスムル・アルカ」(Al Qismul Arqa: 上級コース)の最初の生徒である。その授業ノートが本書の基になっているのである。キスムル・アルカはのちにハイバン・ハジドもシラジ・ダフランもその責任者になっているので、二人ともダフランが教授した内容を知る立場にあった⁴⁾。つまり、シティ・ワシラも含めて三人でダフランの授業教科書を再構成したと理解する方が正確であろう。従って、ダフランの著書とは言えない。

ダフランに関してはインドネシアでは多くの書籍が出版されているものの、決定版はない。それは今述べたように、ダフラン自身の著作とされるものがあまりに少ないことである。ダフランが執筆にエネルギーを注いだという情報もなく、これ以上の発見を期待するのは難しいかもしれない。『アコイドゥル・イーマーン』も、これだけではダフランの思想を論じることはできない。しかし、ムハマディヤの理念を伝える教員になることが期待される若者にダフランがどのように教えていたか、その一端を知ることができる。また、ムハマディヤの活動の主目的となった学校教育の宗教教科書の原点とも言える。その内容を示す意義はあると考える。

『アコイドゥル・イーマーン』はローマ字表記のジャワ語である。シティ・ワシラのノートがローマ字であったのか、ハジドがそれをローマ字化したのかはわからない。しかしながら、ダフラン自身のミスとは思われない箇所がある(訳出部分で指摘)。シティ・ワシラの記録に間違いがあったのか、ハジドもシラジ・ダフランもそれに気づかなかったのか、またそれとも印刷所での印字組み立ての際に起きたのかは不明である。

内容はイスラームの基本である六信五行の解説であり、45項目に分けて説明している。教義の核心、続いて重要事項を簡潔に述べてからイスラーム法、続いて信仰箇条を詳述している。説明が体系的になされており、教授法が練られたことがわかる。日常生活でのエチケットなどジャワの生活環境が伺える部分もある。とりわけ「16. ハラーム(禁止行為)とは何か」が全体の4分の1を占めるのが注目される。イスラームの教えから逸脱したムスリムの行動を改めさせようとする意図が強く示されている。また、「19. アッラーを信じるとはどういうことか」では神の属性についても詳しく、唯一神理解を徹底させようとしている。この2点がダフランのめざす宗教改革の重点であったと考えられる。

訳出においてはイスラーム用語(アラビア語借用語)のカタカナ表記は『岩波イスラーム辞典』を参考にした。ジャワ語辞典にもインドネシア語辞典にもないアラビア語借用語が多数あり、しかもテキストの転写法が不規則であった。そのため転写表記はつけなかったが、神の属性に関する説明ではアラビア語の原語がわかることが必要と考え、変則的ではあるがこの部分だけにはローマ字

3) ダフランの初期の生徒で、ダフランの教えたことを記録した。ワシラはハジドと結婚し、ムハマディヤの女性部アイシヤ('Aisiyah)で活動した[Abror 2016]。

4) キスムル・アルカは、当初はダフラン宅の台所が教室だったという。その後数度改名するとともに学校形態を整えて、マドラサ・ムアリミン・ムハマディヤ(Madrasah Mu'allimin Muhammadiyah, 男子宗教教員養成学校)とマドラサ・ムアリマト・ムハマディヤ(Madrasah Mu'allimat Muhammadiyah, 女子宗教教員養成学校)になった[Yusuf 2005: 243-247][西野 1990: 50-53]。なお、西野によると最初の生徒に女子が2名いたとのことであるが、そのひとりがシティ・ワシラだったのであろう。

転写を表記した。また、テキストはそもそも授業ノートであるために、誤記だけでなく雑然と羅列された文章が続くこともあるほか、意味の取れない文章も散見された。これについては意識を試みるか翻訳不能の注をつけた。なお、訳文中の（ ）は原典にあったものを示す。〈 〉は訳者の付した補足説明であり、「 」はやはり訳者が日本語の意味を明確にするために付した。

【訳文】

慈愛あまねく慈愛深きアッラーの御名において

信仰教理

1. 生きている者のワージブ〈義務〉は何か

イスラームの教理を理解し、そしてファルド〈絶対的義務、義務〉かワージブ〈なすべきこと〉を行い、ハラーム〈禁止されたこと〉から身を遠ざけることである。

2. 男性だけに関連することは何か

男性だけに関連するのではない、女性や同性愛者⁵⁾もまことに理解して行うことが義務である。

3. イスラーム教の意味は何か

この宗教の意味とは：至聖の神より、預言者ムハンマド（アッラーが彼に祝福と平安をお与えになりますように）ならびに使徒たち（彼らの上に祝福と平和があらんことを）に与えられた法（目に見えることもそうでないことに関する）である。アッラーはこれをすべてのウンマ〈イスラーム共同体〉に広く行き渡らせてそれぞれが実行するように命じられた。

4. イスラームが意味するものは何か

イスラームの意味するところは「従う」ことである。

5. イスラームの法規定〈の範疇〉はいくつあるのか

イスラーム教の法規定〈の範疇〉は5つある。

- 1) ワージブ〈義務行為〉
- 2) スンナ〈推奨行為〉⁶⁾
- 3) ハラーム〈禁止行為〉
- 4) マクルーフ〈忌避行為〉
- 5) ムバーフ〈許容行為〉

5) 「ゲイ」を意味するジャワ語 wandu が使われている。インドネシア語では banci と言われる。現代語で言うトランスジェンダーの人を指す。

6) 通常イスラーム法の推奨行為は「マンドゥーフ」と呼ばれるが、インドネシアでは「スンナ (sunnah/sunah)」と呼ばれる。

6. その5つの法〈の範疇〉のひとつひとつはどういう意味か

義務行為の意味は「必ず」で、しなければならないことである。もしこれを行えば、褒賞が与えられ、行わなければ罰せられる。

推奨行為の意味するところは「良い」で、これを行えば褒賞が与えられ、行わなくても問題にはならない。

禁止行為の意味するところは「禁止」で、もしこれを行えば罰せられ、行わなければ褒賞が与えられる。

忌避行為の意味するところは「良くない」で、もしこれを行ったとしても問題ではなく、もし行わなければ、褒賞が与えられる。

許容行為の意味するところは「可」で、これを行っても問題にはならないし、行わなくても問題にはならない。

7. この5つの法規則は何と呼ばれているのか

この5つの法規則は、イスラーム法と名付けられている。もしくは、シャルウの法あるいはシャリーア法である。

8. この5つの法は誰に向けられているのか

この5つのシャルウの法が対象としているのはすべてのムカッラフ（アーキル・バーリグ〈理性のある成年者〉）〈義務能力者〉、つまり15歳に達した男子および次の3つの様態のうちひとつを満たしている者。

- 1) 10歳
- 2) 男女とも同様で、精液を出したことがある
- 3) 精液を出す生理では、その子どもは少なくとも9歳に達していること

9. ムカッラフ〈義務能力者〉の条件はいくつあるのか

成年には4つの条件がある。

- 1) 4つの条件の1つはすでに述べた
- 2) 理性があること
- 3) イスラームの法を適用されること
- 4) 五感が健全なこと

10. 義務能力者の教える義務とは何か

義務能力者すべては、すでにタムイーズ〈弁識能力〉があるところの自分のもとにある妻や子どもその他にイスラーム法を教える義務があることを知れ。つまり、7歳に達してすでに自分で飲み食いできてウドゥー〈礼拝のための清め〉ができる子どもである。

11. この義務行為と推奨行為はいくつに分けられるか

この義務行為と推奨行為は2つに分けられる。1) アイン〈個人〉、2) キファーヤ〈連帯〉。「個人」というのは各自それぞれに定められたことであり、他の人がすることはできない。「連帯」というのはその逆である。すでに誰かが遂行していれば、他の人はしなくてもよい。

12. 個々人の義務とは例えばどういうものか

個々人の義務とは次のようなものである：すべてのウンマにイスラームの秩序であるシャリーア（イスラーム法）を広めるために遣わされた、アッラーの使徒となられた預言者ムハンマドにまことに従うこと。

〈その肌は〉赤みがさして白く輝き、父の名はアブドゥッラー、母の名はアーミナ、そのもとに生まれた。最初はマッカで使徒となり、マディーナで没して埋葬された。そして6つの信仰箇条を認めた。

- 1) アッラーを信じる
- 2) アッラーの天使を信じる
- 3) アッラーの書〈啓典〉を信じる
- 4) アッラーの使徒すべてを信じる
- 5) 終末の日を信じる
- 6) アッラーの定めをすべて信じる（良き定めも悪き定めも）

サラート（礼拝）5回：ズフル〈正午〉あるいはジュムア〈金曜日正午の集団礼拝、以下金曜礼拝〉、アスル〈午後〉、マグリブ〈日没〉、イシャー〈夜半〉、スブフ〈夜明〉⁷⁾。

ザカート・バダン〈個々人に課せられる喜捨〉とは、ザカート・フィトラ〈断食月に行う定め喜捨〉と財産によるザカート〈喜捨〉のことであり、2つに分けられる。家畜（山羊、牛、ラクダ）や作物（ナツメヤシ、ブドウなどの果物、および小麦、コメ、トウモロコシなどの穀類）の状態次第である。そして〈もうひとつは〉スクード品（金、銀、貯金）およびマアダン品（仏教徒が埋葬する金、銀）⁸⁾。この部分は取引の価格に依る。

毎ラマダーン月〈ヒジュラ暦9月〉⁹⁾の30日あるいは29日の断食は、視認（ルウヤ）か、もしくはエジプトで通常使われている正確な計算の暦法を用い、ジャワで通常使われているような慣習的計算を使用してはならない。そして、もしできればカアバでの巡礼。称賛されるような意欲を身につけ、非難されるようなことから身を遠ざけよ。

13. 連帯的義務行為とは、例えばどういうものか

連帯義務行為とは次のようなものである：自分のもとにあるすべての人（子、妻およびその他、同等の人たち）にイスラーム法を教えること。そしてアムル・マアルーフ（義務である善行を命じ）、同様にナファイ・ムンカル（禁止行為である悪行を避ける）。

遺体に4つの世話〈死後処置〉をすること：1) 清浄にする、2) 経帷子を着せる、3)（死者のために）祈る、4) 埋葬する。

クルアーンの意図を理解すること。そして2人もしくはそれ以上の人に挨拶で応えること。そして飢えた人を助けること。

7) ファジュール礼拝のこと、インドネシアでは通常「スブフ〈subuh〉」と呼ばれる。それぞれの礼拝は次の礼拝までに行う。

8) ここでの「仏教徒」とは中国系住民を指すと思われる。なお、スクード品は金貨や銀貨の形態になった金銀を指す。マアダン品は金銀の個体または装飾品を指す。

9) ヒジュラ暦とは、イスラーム世界の暦である。預言者ムハンマドがマッカからマディーナに移動した西暦622年を元年とした太陰暦である。

14. 個人的推奨行為とは、例えばどういうものか

個人の推奨行為とは次のようなものである:2つの大祭(アドハー祭〈犠牲祭〉とフィトル祭〈断食明けの祭〉)の礼拝。

ウィトル礼拝(義務礼拝に次いで重要な奇数ラクア¹⁰⁾の自発的礼拝)、毎晩イシャーの後にラクアを1回、3回、5回、7回、9回または11回行う。

スブフおよびズフル(もしくは金曜礼拝)の前にラクア2回の推奨礼拝。マグリブの後にラクア2回、そしてイシャーの後にラクア2回。ズフルか金曜礼拝の後にラクア2回。

毎晩ラマダーン月にタラーウィーフ礼拝は20ラクア。ドゥハー礼拝(朝7時頃から正午まで)は、ラクア2回、4回、6回、8回または12回。

タヒーヤト・アル=マスジド〈モスクに入ったとき、腰を下ろす前に行うラクア2回〉の礼拝。タワーフ〈カーバの周囲を7周回ること〉のときにラクア2回、巡礼やウムラ〈小巡礼¹¹⁾〉のための状態(イフラーム)に入るときにラクア2回が推奨される。ウドゥーをするときにはラクア2回が推奨される。

ズフルあるいは金曜礼拝の前にラクア2回、ズフルの後にラクア4回、そしてズフルあるいはジュムアの後にラクア2回、アサルの前にラクア4回、マグリブの前にラクア2回、そしてイシャーの前にラクア2回。

外出するときにラクア2回(家で行うのが推奨される)、そしてモスクに到着したときにラクア2回(モスクで行うのが推奨される)。イスティハラーの礼拝〈選択をするときの決断の前に導きを求めるもの〉でラクア2回、祝い事の礼拝で2回または12回のラクア、タスビーフの礼拝〈スブハーナッラー“アッラーの栄光を讃えよ”を唱えながらのもの〉とタハッジドの礼拝〈夜就寝後のもの〉ではラクア4回。

そしてサダカ〈自発的喜捨〉は、金銭あるいは食べ物そのほかでもよい。

アラファの日、つまりズー・アル=ヒッジャ月〈巡礼月、12月〉9日の断食。義務巡礼中の人、遠出をしている人、あるいは病氣中の人を除いてである。

ズー・アル=ヒッジャ月1日から9日までの断食、アーシューラーの日つまりムハッラム月〈1月〉10日の断食、そしてタースーアの日(ムハッラム月9日)の断食。シャウワール月〈10月〉に6日間連続の断食。ビードの断食(つまり、ズー・アル=ヒッジャ月以外の毎月13、14、15日)。そしてサウドの日の断食(毎月28、29、30日)¹²⁾。そして聖なる月(ラジャブ月〈7月〉、ズー・アル=ヒッジャ、ズー・アル=カアダ〈11月〉)、月曜日と木曜日の断食、そしてシャアバーン月〈8月〉の断食。

イウティカーフはモスクにこもって静かに勤行を行うことである。また、巡礼やウムラの儀礼を行った人には(再度の)巡礼とウムラ。

10) 礼拝の最小単位で、立礼、屈礼、平伏礼から成る。

11) ここでの「巡礼」は五行のひとつとなる義務の巡礼を指し、巡礼月、ヒジュラ暦12月に行わなければならない。

それに対してウムラはその巡礼月以外に行われ、五行のひとつとはみなされない。

12) 「ビード」とはアラビア語で「白い」を意味する「アブヤド」の複数形で、「ビードの日」は月が明るい日のことである。同じく「サウド」はアラビア語で「黒い」を意味する「アスワド」の複数形「スード」のことであり、「サウドの日」は月が暗い日のことである。

15. 連帶的推奨行為とは例えばどういうものか

連帶的推奨行為は次のようなものである：推奨行為のイスラーム法を教えること。2人またはそれ以上の人に挨拶をすること。一緒に飲食するとき、そして男女が集まるときにはバスマラ〈慈愛あまねく慈悲深きアッラーの御名によって〉を唱えること。

16. 禁止行為というのは例えばどういうものか

禁止行為とは次のようなものである：マアシヤ¹³⁾〈背教行為、罪、不道徳行為〉とは、アッラーのほかに神を認めること（シルク）〈多神教〉。アッラーを信じず、使徒たちあるいはクルアーンに述べられている25人の使徒のいずれかを信じないこと。従うのが義務になっていることを信じないこと。そして、お供え物をする事、不敬であること、傲慢であること、野心的であること、恨むこと、扇動すること、邪推すること。

そして身体すべての罪は次のようなものである：両親に背くこと、親族との縁を切ること、たとえ異教徒であっても隣人を傷つけること。白髪を黒く染めること。男性が女性のような恰好をすること、また女性が男性のような恰好をすること。祝い事もないのに、着ているものを見せびらかすこと、手や足を染めること。

理由もなく義務を怠ること、推奨される巡礼もしくはウムラをしないこと。侮辱しようとしてムウミン〈信仰者、ムスリム〉の真似をすること、たとえ異教徒であっても欠点を探すこと。ほくろをつくること。三日三晩を超えて、シャルウ（イスラーム法）の不都合もないのに親族を無視すること。金や銀を使う、（男性が）絹の服や絹が多く含まれる服を身に着けること。

女性がマフラム〈結婚が禁じられた親族〉あるいは夫と一緒になく一日あるいはそれ以上外出すること。奴隷を自由人にして罪になることをするのを手伝わせること。通用しないお金を出したり、金や銀の器を使ったり貯めたりすること。金曜礼拝をする義務のある人が金曜礼拝を怠ること。ひとつの集落の人が同様に金曜礼拝を怠ったり、順序を無視してその時間の義務を終わらせたりすること。動物の毘をつくること。そして、女が夫に置き去りにされ、またその捜索しないこと。つばのように清浄なものであっても、それを使ってモスクを穢すこと。

裕福な人が巡礼を遂行することを簡単に考えること、財産を罪になることに使用すること。借金が払えないのに借金をし、また借りる人が払えないことを知る前に金を貸すこと。および支払いが難しい人を罰すること。

ムスハフ〈書物の形のクルアーン〉またはイスラームの教理を説いた本を軽んじること。まだ弁識能力のない子どもにクルアーンやトゥルタン〈アンマ巻¹⁴⁾〉を預けること。

土地の境界線を変更すること。そして、次のように持ち主の許可なくして借りたものを使うこと：料理するためにナイフを借りてその後に骨を切るために使うこと、または貸借期間を過ぎること、そして持ち主の許可なくものを借りること。

発見したもの〈拾得したもの〉が所有物になる前に使うこと。祝い事で食べ物を提供する人があまり気が進まないのに、その許しなく食べること。

実行すると約束したことを守らないこと。夜には食べたり飲んだりする休息もなく、2日間断食

13) イスラーム法に反する行為。現代インドネシア語では「マクシア(maksiat)」であり、近年よく使われるようになった。

14) クルアーンの第30巻（最終巻）で、78章から114章までを含む。比較的短い章が多く、よく朗誦される。

をすること。人の住まいを奪うこと、また奪われる人の許可を得ないこと。そして強く要求すること。

罪の7つの要素は次の通り：目、耳、口、手、腹、女や男の性器。

目による罪とは、次のようなものである：男や女の性器を見ること。他人の手紙や書籍を見ること、あるいは所有者の許可なしにものを隠すこと。信仰者を蔑んで見る、横目で見たり様子を伺ったりすること。

耳の罪とは次のようなものである：秘密にされているとすでに知っているのにそれを聞くこと¹⁵⁾。そして笛のようなすべての〈楽しむための〉楽器を聞くこと。また、禁止されたことを聞くこと：陰口、仲違い、罵り、嘲り、侮辱(すべてをわざと聞く)。

舌による不道徳行為は次のようなもの：ムスリム同胞あるいはズィンミー〈ムスリムの支配下において一定の条件で庇護される非ムスリム〉である異教徒の陰口、話題になった人がすでに亡くなっていたとしてもである。そして諍い、中傷、罵り、侮辱(貶めるために)。人を傷つけるおしゃべりのすべて、そして嘘、虚偽の宣言、姦通の言い訳、もともと果たすつもりもなく約束をした、あるいは約束を求めたりすること、そして嘘の証言をすること。また、借りたものを返さずにいること(すでに期限が過ぎて請求され、払えるにもかかわらずそれを避けようとする)。

手の罪は次のようなものである：売の人が計量カップ、天秤、布丈¹⁶⁾を少なくすること〈ごまかすこと〉。そして盗み(窃盗の罰は右手を手首で切る)、もしまた盗んだら左脚のくるぶしを切り、さらに盗んだら右脚のくるぶしを切る。こういうことだ。これは盗まれたものが、4分の1ディーナールの価値があるものかあるいはふつうの貯えの場合である。人のものを盗む、つまりこれは他人の持ち物を許可なく取ることである。そして、利益を取る、人を殺す、それが自分自身の体であっても〈自殺すること〉。イスラーム人あるいはズィンミーを権利もないのに殴ること。そして賄賂を受け取ったり収賄したりすること。大きいものであれ小さいものであれ、食するのを許されている動物を焼くこと。そして動物を虐待したり虐めたりすること。また遊び道具すべて(クブックのようなもの、サウォの実の種からできたもので賭けごとに使う)や賭け事。そして男や女の性器を触ること、女性同士であっても、またその女性のマフラムであっても。すでに義務付けられたその時が来て〈ザカートをするだけの〉富があっても、ザカートをしないか半分しか出さないこと。十分なザカートを出さない、つまり通用しない金でのザカート、あるいはザカートを与えるべきではない人にザカートをすること。働く人に働く人の権利を与えないこと。不都合があるわけでもないのに、生計が立てられずにあるいは体が不自由なために困窮する人を助けないこと。口に出すことを禁じられたものを書くこと。

腹〈胃袋〉の罪とは次のようなものである：利子、利益、所有者の許可なく借りたもの、分割物や正当に得たものでないものを取る。純粋の酒を飲むこと(これは籐や鞭で40回叩かれる)。汚物を生薬として食べる。生薬のためであっても純粋な酒を飲むのは許されない、のどが詰まって死ぬかもしれない人に大量に飲ませるためであっても。そして吐き気をもよおす食べ物を食べる。体を弱体化させるようなアンボ〈赤泥から作る薬〉やアヘンおよび毒を食べること。

罪でなければならぬものは：ズィナー(結婚していない男女が同衾すること)〈姦通〉。そしてリワート(つまり男と男が交わること)〈男色〉。姦通または男色をなした人に対する罰則は死に至るまで周囲からの石投げである。ムフサン〈姦通中傷から守られた者〉、つまり正式な妻とすでに

15) この文は、「秘密にされていることを聞くのが罪だということを知りながらそれを聞くこと」とも解釈できる。

16) ここでの布丈は、エロン(約0.688メートル)、カチョン(四角布)が基準として使われる。

性交をした男性も同様である。もしくは、独身男性か独身女性ほか奴隷ならば、100回鞭打ち後に1年流刑。奴隷ならその半分である。

生理中、あるいはまだ産後6週間以内、あるいはすでに産後6週間を過ぎて生理はあるが、まだ沐浴していない場合の妻と交わること。その恥部を見るのは禁止されている人がいるのに、恥部を見せること。必要もなく恥部を開くこと。

キブラ〈メッカの方角〉に向かってあるいは背を向けて排泄すること。また排泄のために用意された場所ではないところで排泄すること。覆う布、高さは3分の2ハスタ〈1ハスタは45センチメートル〉、長さは3ハスタ弱。モスクで用をたすこと、そのための場所が用意されていたとしてもである。すでに成年に達したのにまだ割礼をしないこと。

足による罪は次のようなものである：罪が起きるすべての現場またはすべての禁じられたところへ行く、つまり諍いに行き果ては権利無しにイスラームの人を殺害すること。そして従僕〈奴隷〉が逃亡すること。また女性が夫の許可なく外出すること。

義務をしないままにしておくこと、つまり：返済が義務付けられている借金をそのままにする、または生活費を残すことなく家族（子ども、妻その他）の元を去る、あるいは生活費を残してもイスラーム教の秩序規則を教える人に家族を預けないこと。両手を腰に当てて歩くこと。わけもなく他人に分け入ること。シトロ〈礼拝所の間仕切り〉の決まりを守っている礼拝中の人の前を歩くこと。クルアーンの端まで足を伸ばして座ること。権利もなく人や動物を蹴る、蹴とばす、踏みつけにすること。

17. マクルーフ〈忌避行為〉とは例えばどういうものか

忌避行為は次のようなものである：生であるところの、エシャロット、ネギ、プテ〈ネジレフサマメ〉、ジェンコル〈じりん豆¹⁷⁾〉。客に付き合う以外には効用のないイシャー後のおしゃべり。配偶者の性器を見ること。そして喫煙。

遺体や棺に枕や〈おしめ用の〉布を使うこと。女性の遺体や男性の遺体を弔問するのに絹、金銀で飾ること。

手洗いに右足から先に入ること、手洗いから出るときに左足から先にすること。排泄するときにキブラに向いたり背を向けたりすること。手洗いでアッラーや預言者たちの崇高な御名を口にすること。左側から先に上着を着ること。右側から先に上着を脱ぐこと、そのほか。

18. ムバーフ〈許容行為〉とはどういうものか

許容行為とは次のようなものである：売買をし、また所帯を持つこと。そして食し、衣類を身にに着け、立派な住居を建てたりすること。

そして一昼夜歩いた（つまり93.5キロメートルの距離）人が略式礼拝をすること。2つの礼拝を合体させようとする人がモスクに行ったところ曇りになった〈雨に降られそうになった〉。〈ウドゥーは〉一昼夜家にいて3日間外出したときは水で靴の埃を払うだけで良い〈この文不明確〉。

19. アッラーを信じるとはどういうことか

アッラーを信じるとは次のことである：アッラーの真実を信じるには41のスィファ〈sifa, 属性〉

17) ここにあげられた野菜・豆はいずれも匂いが強いものである。

があり、それは3つに分けられる。

- 1) ワージブ (wājib, 必然) の属性
 - 2) ムハール (muḥāl, 不可能, ありえない, あってはならない) の属性
 - 3) ジャーイズ (jā'iz, 許容される) 属性
- 必然の属性は20, ありえない属性は20あり、これは4つに分かれる。
- a. ナフシーヤ (nafsiyya, 本質的) の属性
 - b. サルビーヤ (salbiyya, 否定的) の属性 (注: 神にとっての相応しくないものの否定)
 - c. マアーニー (ma'ānī, 決定要素) の属性
 - d. マアーナウィーヤ (ma'nawīyya, 決定要素に関する) の属性。
 - a. 本質的属性はひとつである、ウジュード (wujūd) 「存在」, つまり「おられる」ということを意味する
 - b. 否定的属性は5つある
 - 1) キダム (qidam, 記録にない古さ) (始まりに先んじる)
 - 2) バカー (baqā', 存続) (終わりが無い)
 - 3) ムハーラファトゥフ・リル・ハワーディス (mukhālafatuhu lil-hawādīth, 生起した事象と相容れないこと) (被造物のつくりおよび属性のすべてと異なる)
 - 4) キヤームフ・ビナフシー (qiyāmuhu bi-nafsihi, 彼自身による彼の存立), アッラーの玉座はそれ自身で立っている, 居住していないし作られてもいない)
 - 5) ワフダーニーヤ (wahdāniyya, 唯一性), (アッラーは, 属性の特質とつくりにおいてひとつしかない)
 - c. 決定要素の属性は7つある
 - 1) クドゥラ (qudra, 力能), 力を意味する
 - 2) イラーダ (irāda, 意志), 意志があることを意味する
 - 3) イルム (ilm, 知), 知っていることを意味する
 - 4) ハヤート (hayāt, 生), 生きている / 存在していることを意味する
 - 5) サムウ (sam', 聴), 聴くことを意味する
 - 6) バサル (basar, 視), 見ることを意味する
 - 7) カラーム (kalām, 語り), 話すことを意味する
 - d. 決定要素に関する属性は7つある (上述の決定要素の属性と切り離せない)
 - 1) カウヌフ・カーディラン (kawnuhu qādiran), アッラーが全能であることを意味する
 - 2) カウヌフ・ムリーダン (kawnuhu murīdan), アッラーの意志があることを意味する
 - 3) カウヌフ・アーリマン (kawnuhu 'āliman), アッラーが全知であることを意味する
 - 4) カウヌフ・ハイイアン (kawnuhu hayyan), アッラーが生きておられることを意味する
 - 5) カウヌフ・サミーアン (kawnuhu samī'an), アッラーが全聴であることを意味する
 - 6) カウヌフ・バシーラン (kawnuhu baṣīran), アッラーが全視であることを意味する
 - 7) カウヌフ・ムタカッリマン (kawnuhu mutakalliman), アッラーが語ることを意味する
 アッラーにありえない属性は20ある (前述した必然の属性に対立する属性である)。
- 1) アダム (adam), 存在しない
 - 2) フドゥース (hudūth), 新しいこと, また始まりがあることを意味する

- 3) ファナー 〈fanāʾ〉¹⁸⁾, 壊れることを意味する
 - 4) ムマーサラ 〈mumāthala〉, 〈被造物と〉同じであることを意味する
 - 5) イフティヤー・ジュ・イラー・マハリーン・アウ・ムウジディーン 〈iḥtiyāj ilā mahallīn aw-mūjidīn〉, 居場所や創った者が必要であることを意味する
 - 6) タアッドウド 〈taʾaddud〉, 複数あることを意味する
 - 7) アジュズ 〈ʾajz〉, 弱いことを意味する
 - 8) カラーハ 〈karāha〉, 強いられることを意味する
 - 9) ジャフル 〈jahl〉, 愚かであることを意味する
 - 10) マウト 〈mawt〉, 死ぬことを意味する
 - 11) サマム 〈ṣamam〉, 聞こえないことを意味する
 - 12) アマー 〈ʾamā〉¹⁹⁾, 見えないことを意味する
 - 13) バカム 〈bakam〉²⁰⁾, 話せないことを意味する
 - 14) カウヌフ・アージザン 〈kawnuhu ājizān〉, アッラーが弱いことを意味する
 - 15) カウヌフ・ムクラハン 〈kawnuhu mukrahan〉, アッラーが強いられたことを意味する
 - 16) カウヌフ・ジャーヒラン 〈kawnuhu jāhīlan〉, アッラーが無知であることを意味する
 - 17) カウヌフ・マイイタン 〈kawnuhu mayytan〉, アッラーが死んでいることを意味する
 - 18) カウヌフ・アサンマ 〈kawnuhu aṣmma〉, アッラーが聞こえないことを意味する
 - 19) カウヌフ・アアマー 〈kawnuhu aʾmā〉, アッラーが見えないことを意味する
 - 20) カウヌフ・アブカマ 〈kawnuhu abkama〉, アッラーが話さないことを意味する
- 許容される属性はひとつだけである：つまり、フィウル・クッル・ムムキン・アウ・タルクフ 〈fiʾl kull mumkin aw tarkuhu〉, 意味するのは、〈神は〉すべての可能なものをなされるか、そのままにされておくこと。

アッラーは無欠であるという属性、無謬であることを信じるのは義務である。

20. 上述のひとつひとつの属性の徴を知るのは義務か、またひとつひとつの属性の徴の説明はいかなるものか

上述のひとつひとつの属性の徴を知るのは義務である。

アッラー実在の属性の徴は、天地すべてが存在することである。

アッラーのキダムという属性の徴は、天地その他すべてが存在しその後も続いているということである。

21. アッラーのすべての天使を信じるとはいかなる意味か

アッラーのすべての天使を信仰するとは次のようなことである：すべての天使は尊いアッラーの僕であり、罪がなく、またアッラーの命令を守り、真に語るという真実を信じることである。

男でも女でもなく、性欲も欲もなく、食べもせず飲みもせず、寝ることもない。父や母でもない。体の形は変わる。崇高な見えない体である。

18) アラビア語の原意は「消滅」である。

19) 原文は Alngoemj 〈ʾumy〉。

20) 原文は Alboekmoe 〈bukm〉。

天使すべてに従うのは義務である。

- 1) 天使ジブリールは、啓示を任されている
- 2) 天使ミーカーイールまたはミーカールは、福を任されている
- 3) 天使イスラーフィールは、らっぱ〈終末を告げる〉を任されている
- 4) 天使イスラールは、死を下すことを任されている
- 5) 天使ムンカルと 6) 天使ナキールは、墓場の遺体を調べることを任されている
- 7) 天使ロキブと 8) 天使アティードは、人間がこの世にいたときのすべてを書き留めることを任されている
- 9) 天使マーリクは、地獄を任されている
- 10) 天使リドワーンは、天国を任されている

22. アッラーの書(啓典)すべてを信じるとはどういうことか

アッラーが下された書を信じるとは次のようなことである：アッラーがすでに 104 の書を下された真実に従うこと。

預言者アダム〈アダム〉に 10, 預言者シース〈セト〉に 50, 預言者イドリースに 30, 預言者イブラーヒーム〈アブラハム〉に 10²¹⁾, 預言者ムーサー〈モーセ〉にトーラー, 預言者ダーウード〈ダビデ〉にザブール, 預言者イーサー〈イエス〉にインジール〈聖書〉, 預言者ムハンマド(アッラーが彼に祝福と平安をお与えになりますように)にクルアーン, である。そしてこの書が存在するのが真実であることに従うこと。

23. アッラーの使徒すべてを信じるとはどのようなことを意味するのか

アッラーの使徒を信じるというのは次のようなことである：アッラーが、使徒たち、それは独立した〈奴隷身分でない〉人間の男たちである、その使徒に啓示(現世と来世の幸福を司る秩序規範)を伝え、ウンマに対して啓示を広く伝えることを任務とした、という真実に従うことである。

この使徒たちが 9 つの属性を有するという真実に従うのは義務である。この属性は 3 種類に分けられる。1) 必然の属性, 2) 不可能〈あってはならない〉の属性, 3) 許容される属性。必然の属性は 4 つ, 不可能の属性は 4 つ, 許容の属性は 1 つである。

4 つの必然の属性は次の通りである。

- 1) スイドク〈正直さ〉, 真摯に話すことを意味する
- 2) アマーナ〈信頼〉, 行いが正直であることを意味する
- 3) タブリーグ〈布教〉, シャリーア(イスラーム法)を広めることを意味する
- 4) ファターナ〈英知〉, 論を説くのに聡明であることを意味する

意味するところは、使徒たちは真摯に語り、正直に行動し、シャリーアをウンマに広め、聡明に論を説く。

あってはならない属性は 4 つある。

- 1) カズィーブ〈嘘つき〉, 嘘をつくこと
- 2) キトマーン〈隠べい〉, 隠し立てをすること

21) アーダム, シース, イドリース, イブラーヒームに下された「聖なる書」は「スフフ」とも表現されるという [大川 2004 : 91-93]。なお、シースはアダムとイブの息子であるが、クルアーンには登場しない。

- 3) ヒヤーナ〈背信〉、裏切ること
- 4) バラーダ〈愚鈍〉、愚かであること

意味するところは、使徒たちは決して嘘を語らず、または裏切る行為をせず、シャリーアを隠さず、そして愚かではありえない、ということである。

許容されるの属性はひとつである、つまり品性を下げない人間の不都合でもあるということである：飲食し、妻を娶り、眠り、軽い病気になる。

クルアーンで述べられる 25 人の使徒に従うことを意味する。〈以下「預言者」を省略して記す〉

- 1) アーダム〈アダム〉、2) イドリース、3) ヌーフ〈ノア〉、4) フード、5) サーリフ、6) イブラーヒーム〈アブラハム〉、7) ルート〈ロト〉、8) イスマーイール〈イシュマエル〉、9) イスハーク〈イサク〉、10) ヤアクーブ〈ヤコブ〉、11) ユースフ〈ヨセフ〉、12) アイユーブ〈ヨブ〉、13) シュアイブ、14) ハールーン〈アロン〉、15) ムーサー〈モーセ〉、16) イルヤース、17) ズルキフル、18) ダーウッド〈ダビデ〉、19) イルヤース、20) ムハンマド（アッラーが彼に祝福と平安をお与えになりますように）。

忍耐の性格がある使徒は 5 人。1) ムハンマド、2) イブラーヒーム、3) ムーサー、4) イーサー（イエス）、5) ヌーフ²²⁾。

24. 使徒たちのムウジザ（奇蹟）に従うのは義務か、また奇蹟の意味は何か

使徒たちの奇蹟に従うのは義務である。

奇蹟とはつまり、人間の理性では考えられない次のような不思議な徴である。：使徒である真実の証は次のようなことである。

アブラハムは火に焼かれても無事であった、モーゼは手から太陽のように光を放った、イエスは死人を蘇らせた、ムハンマド（アッラーが彼に祝福と平安をお与えになりますように）は、月を半分に分った。

25. 終末の日を信じるという説明はいかなるものか

終末の日の説明はいかなるものか：終末の日が必ず来ることに従い、怖がらず、そして終末の日にあるすべてのことを信じる。つまり、天使ムンカルと天使ナキールの審問が墓所で行われる、そして墓所からすべての被造物が呼び起こされ、墓所の楽しみか拷問があり、マフシャル²³⁾へ連れて行かれ、そしてそれぞれの記録簿を受け取る。

26. アッラーの定命を信じるとはどういうことか

アッラーの定命を信じるとはつまり：アッラーに定められたすべては下されたという真実に従い、アッラーに定められていないものは下されてこない。

生きとし生けるものすべての運命を定める前に、アッラーは良し悪しを定めている。存在するも

22) クルアーンには 25 人の使徒が登場すると述べながら、20 番目がムハンマドになっているのは、明らかに間違いである。また、スライマーン（ソロモン）、イルヤース、ユース（ヨナ）、ザカリーヤ、ヤフヤー（ヨハネ）の名前が欠落している。序文で述べた通り、ダフランがこのような間違いをしたとは考えられない。出版までの過程で起きたミスであろう。

23) 死後復活した人が集まる場所。

のすべてはアッラーの定めたことである。

27. 良い定めと悪い定めは何を意味するのか

良い定めは信仰とイスラーム、もしくは沈黙と体の喜びである。悪い定めは不信心や罪になる行いもしくは難儀や病である。

28. ジン〈精霊〉の存在を信じることは義務か、またジンとシャイターン〈悪魔〉の違いは何か

精霊の存在を信じることは義務である。体はやわらかで、風のようなもの、より強いものに変幻自在である。イバダーをよくするものもあれば、罪になることばかりするものもいる、信者もいれば不信心者もいる。

悪魔は火のようなものであるため、行いは悪く、人間を惑わしたり破滅に追い込んだりする。

29. アルシュ〈王座、玉座、神の位置する座〉、ラウフ〈書版〉、カラム〈筆〉を信じるのは義務か、またそれぞれはどういう説明か

アルシュ、ラウフ、カラムを信じるのは義務である。説明は次のようになる。

アルシュ、これは大きいもので、光のようなものであり、〈その光は〉崇高ですべての形を覆う。4人の天使によって運ばれ、のちに来世では8人の天使によって運ばれる。この台座アルシュは大きく、光のようなものでその奥は深い。

ラウフ〈・マフフーズ〉とは光のようなものであり、書版(終末の日まで形あるものと形にならないもの)となる。

カラム、これは光のようなものであり、アッラーによってすべての形あるものも形のないものも終末の日まで書き留めるように命じられた。

30. 死に従うのは義務か、また死の説明はいかなるものか

死に従うのは義務である。説明は以下の通りである。

- 1) 死は生命を宿すものにやってくる
- 2) すべての生命を絶つものは天使イスライーールである
- 3) 死は一度だけである
- 4) 命を絶たれたものはすべてもう齢を重ねない

31. 天使ハファザの説明はいかなるものか。

天使ハファザは、現世での人間の行状を病人の不平にいたるまで書き留めることを命じられている。意図的でない行いもすべてが記録される。もし良い行いであれば即座に記録される。もし悪い行いならば6時間猶予が与えられる。もしその人が6時間以内に改心するか善い行いをすれば、先ほどの悪い行いは記録されない。しかし6時間を過ぎても先ほども悪い行いが赦免されていないと、確かに記録される。天使ハファザ、天使ロキブ、天使アティードには従うのは義務である。

32. 天使ハファザが書いた帳簿の説明はどのようなものか。

天使ハファザの帳簿の説明は次のようである：この僕のすべてが同じ善さで報いを受けること、もし良い行いをすれば何倍もの善さで報いを受けることに従うこと。

33. 良い報いの倍返しはいろいろなのか。

良きことの倍返しはさまざまである。もろもろの善行は異なり、誠意や意図も異なるからである。

34. 墓場での天使ムンカルと天使ナキールの審問はいかなるものか。

遺体はすでに墓に埋葬された。至聖のお方は魂をお召しになり、感情や認知もすでに召された。そして天使ムンカルと天使ナキールがやって来て、信仰心と不信心、そして敬虔か罪深いか、また件の遺体の語ったことを調べる。宣誓などでは、アラブ人の遺体はアラブ式で、ジャワ人の遺体はジャワ式で行う。天使の審問は4通りの言葉で行われる。(審問はその人が生きていたときに使った言葉で)

- 1) 目覚めよ
- 2) 汝はどの民族か
- 3) 汝の神はどなたか、汝の宗教は何か
- 4) 敬虔か(汝およびすべての被造物に遣わされた男に対する信仰はいかなるものか)

天使ムンカルと天使ナキールの審問とは、死者すべてに行き渡る、遺体が崩れていても:例えば〈圧搾機に〉巻き込まれて挽かれたり、虎に食われたり、もしくは焼かれて灰になったりしても、この審問は墓場の試練である。

天使ムンカルと天使ナキールに審問されない人が9種類いる²⁴⁾。

- 1) 使徒
- 2) 預言者
- 3) 正直者
- 4) 殉教者
- 5) 敵から警護する人
- 6) 毎晩クルアーンの「大権章」を始めから朗誦する人たち
- 7) 臨終のときに純正章を読みながら死んだ人
- 8) 腹痛で死んだ人
- 9) コレラの病で死んだ人〈このあとの文章には混乱があるので省略した〉
- 10) 金曜日の夜〈木曜日の夜を指す〉もしくは金曜日に亡くなったけれども、金曜日に埋葬されなかった人
- 11) 体内に腫れができて死んだ人、もしその腫れが成年前にできたのであれば

35. 墓場での拷問とはいかなるものか、また墓場の拷問と試練の違いは何か

墓場の拷問は次のようなものである。蛇、火、墓所に閉じ込める、またアッラーを信じながら罪を犯した者には永劫に生命と体を罰する。生きている人が祈ったりクルアーンを読んだり、またサダカ(自発的喜捨)をすることは罪を犯した人にとっては罰をなくす効用がある。墓場でのフィットナと呼ばれるものは天使ムンカルと天使ナキールの審問のことである。

36. 墓場での遺体の道程はいかなるものか

墓所での遺体の道程は次のようなものである:この恩賜と拷問は、生きている人はアッラーによっ

24) 9種類いると前置きしたにも拘わらず、11種類述べている。なぜかは不明。

て目が開かれた人しか知らないであろう。なぜなら遺体は霊界（天使やジンがいるところ）にあるからだ。一方、生きている者は現世（体で認識できるところ）にいる。現世にいる者はすべて霊界にいる者の道程を見ることはない。

37. 復活と復活後にすべての被造物が集合するとはいかなることか

復活とは、アッラーが死んだ被造物すべてを蘇らせることである。そしてバラバラになっていた皮、肉、骨が集められたあとにそれぞれの墓場から呼び起こされる。復活後に集まるという意味は、報いを受ける被造物すべて、天使、人間、ジン、あるいは報いを受けないもの、動物すべてがマフシャルに集まることである。

38. 清算があることに従うのは義務か、また清算があるという説明はいかなるものか

清算があるということに従うのは義務である。この清算の説明は次のようである：アッラーは僕の行いすべてを審問されて来世での良し悪しをお決めになる。

39. 悪いことであれ良いことであれすべての行いの記録書を信じることは義務か、また帳簿に従うという説明はいかなるものか

悪い行い良い行いすべての帳簿があることに従うのは義務である。説明は次の通りである。我々人間は後に来世にあり、悪しき行い良い行いすべては、たとえどんなに小さなことでも隠されるものではない。もし行いが良かったら、あるいは良いものの方が悪いものよりも多かったことを知るならばたいそう幸せである。しかし、この行動が悪かったり良い行いよりも悪い方が多かったりして死に至るのなら、帳簿はもっていても何にもならない。

40. 悪い行いと良い行いの来世での報いはいかなるものか

悪しき行いと良い行いは来世でどのような報いを受けるのか：これはもし悪い行いであればその悪さに応じて報いが来る、それより少なくもなく多くもない。しかし、良い行いは何倍も多く報われる。

41. 大罪と小罪を犯した人の説明やいかに

大罪を犯した者は改心すれば許される。もし改心する前に死んでしまったら、至聖のお方の前で（たしなめがある）。許されるか否か、ムシュリク〈多神教徒、偶像崇拜者〉以外であれば〈許される〉。小罪を犯した者は許しを得ることができるので。

42. 大罪と小罪の説明はいかなるものか

サヒーフ〈真正〉のハディース（ブハーリーとムスリムのもの）によると大罪は7つある。

- 1) ムシュリク（アッラーのほかに神を認めること）
- 2) スィフル〈呪術〉
- 3) 権利もなく人を殺すこと
- 4) 孤児（成年になる前に父親に死なれた人）の所有物を欲すること
- 5) 利子を得ること
- 6) 戦争に深く関わっているときに退くこと

7) 品行の良いムスリム女性と姦通をすること

アリー（アッラーが彼に栄誉をお与えになりますように²⁵⁾、アター〈詳細不明〉、ウバイド・ビン・アムル〈詳細不明²⁶⁾は同様に大罪を7つと数えている。アブー・イスハーク・アル＝イスファラーイーニー²⁷⁾、アブー・バクル・バーキッラーニー²⁸⁾、イマーム・アル＝ハラマイン²⁹⁾のキターブ〈文献〉『イルシャード〈導き〉』、イブン・アル＝クシャイリーのキターブ『ムルシド〈導師〉』、イブン・ファールーク〈詳細不明〉の『アル＝アシャーイラ』、すべては同様に語っている³⁰⁾。これは小罪ではない。すべて大罪である。

43. このすべての罪から改心することは義務か

大罪小罪のすべてからの改心は義務である。また、改心の義務はできるだけ早くなされなければならない、もし遅れるとそれもまた罪になる。なぜなら、もしその遅れが大きければ、遅れは大罪になるからである。

44. 改心の条件はいくつあるのか

改心の条件は3つある。1) 犯した罪から離れること、2) 悔いること、または我々が罪を犯しやすいということを反省すること、3) 罪を再び犯さないようにすること、もしそれを人同士のことであつたら、条件はひとつ増える。つまり、その人に謝罪するか許可を得ることである。もし間違いが礼拝、ザカート、断食のような義務を怠ったことであれば、悔い改めるのは怠った義務の返済をすることである。

45. この改心は再び何度も罪を犯せば無になってしまうのか

この改心は再び罪を犯しても無になってしまうことはない、しかし繰り返された罪についてはまた改心されなければならない。

アッラーはすべてを知り給う！

参考文献

〈翻訳テキスト〉

Dahlan, Ahmad. 1941. *Akoid Doel Iman (‘Aqoidoel-Ieman)*. Djokdjakarta: Druk. Aman. <https://app.box.com/s/q1ggc027wpowt5ipn5j1e8l2re0mwbsn>

25) 第4代カリフ。()の中は、アリーの名前の後につける定型の文句である。

26) アターとウバイドは、ムハンマドのハディース（伝承）を伝えているイスラームの初期世代の人物である。

27) イランの神学者（1027/1028没）。

28) バクダードの神学者（c. 950-1013）。

29) 二大聖地のイマーム、11世紀のシャーフィイー派法学者ジュワイニーのこと。

30) ここに登場する宗教学者については小野仁美氏に教示していただいた。記して感謝します。また、ここで突然に宗教学者名があげられるのも、全体の成り行きから見れば不自然であり、編集の際の書き込みの可能性がある。

〈本・論文〉

大川玲子. 2004. 『聖典「クルアーン」の思想：イスラームの世界観』, 講談社現代新書.

大塚和夫他編. 2001. 『岩波イスラーム辞典』, 岩波出版社.

西野節男. 1990. 『インドネシアのイスラム教育』, 勁草書房.

マフムード・アル＝フサイニー(奥田敦訳著). 2000. 『フサイニー師「イスラーム神学五〇の教理」: タウヒード学入門』, 慶應義塾大学出版会.

Abror, M. Muchlas. “KRH Hadjid Sang Pejuang(1)”, *Suara Muhammadiyah* 6 August, 2016 (再録: 8 August, 2020)
<https://suaramuhammadiyah.id/2016/08/06/krh-hadjid-sang-pejuang-1/>

Alfian. 1989. *Muhammadiyah: The Political Behavior of a Muslim Modernist Organization under Dutch Colonialism*. Yogyakarta: Gadjah Mada University Press.

H.A.D. (Ahmad Dahlan). 1915. “Katrangan Agami Islam Karingkes”, *Soeara Moehammadiyah* 2, 1915: 2-4.

Yusuf, Yunan, ed. 2005. *Ensiklopedi Muhammadiyah*. Jakarta: PT Rajagrafindo Persada.